

平成 31 年度事業計画書



社会福祉法人可児市社会福祉協議会

目 次

基本方針	．．．．．	P. 1
平成 31 年度重点事業	．．．．．	P. 2
I 法人運営事業拠点	．．．．．	P. 3
II 受託事業等拠点	．．．．．	P. 8
III 介護サービス事業拠点	．．．．．	P. 11
IV 障がいサービス事業拠点	．．．．．	P. 13
V 関連事業	．．．．．	P. 14
平成 31 年度予算総括表	．．．．．	P. 15

■ 基本方針

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助及び社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及及び宣伝など、地域福祉を推進するための事業を展開しています。

社協には、二つの役割が期待されています。一つは、地域住民と密接に関わりながら、行政機関や地域福祉活動団体、ボランティア、NPO、事業者などと連携し、住みなれた地域で誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めることであり、一つは、公的サービスや民間事業者において対応が困難な生活課題に関する支援体制を充実させることです。

可児市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、平成 31 年度からの 5 か年を計画期間として、可児市が策定した「第 3 期可児市地域福祉計画」と理念・方向性を共有しながら、市社協において策定した「第 3 期可児市地域福祉活動計画」に基づき、可児市や地域住民、ボランティア団体、関係機関などと連携し、かつ、社協の民間団体としての即応性、柔軟性を活かし、地域での支え合い活動の支援、地域に密着した福祉サービスを提供することで、地域住民が互いに支え合い、安心して住み続けることができる可児市の実現を目指します。

第 3 期可児市地域福祉活動計画

◆めざすイメージ

“私もつくる みんなで支える 安気なまち 可児”

◆基本目標

- 1 地域の組織と活動の活性化
- 2 福祉教育とボランティア活動の推進
- 3 福祉サービスの利用促進
- 4 安全、安心な地域づくりの推進

平成 31 年度重点事業

1. 地域福祉活動の推進

市内 14 地区において地区社協関係者が主体となって開催している「地域福祉懇話会」について、地域で活動する福祉団体や個人などが積極的に参画して開催できるよう支援の充実を図ります。さらに「地域福祉懇話会」を継続して開催していく中で、地区全体で課題・ニーズを共有し、それを解決する場となるよう支援します。

2. 権利擁護事業の推進・生活支援

法人後見事業に、平成 30 年度から本格運用を開始している親族等の支援が受けられない高齢者等に対する入退院時の支援、死後事務委任などを加えた、権利擁護事業「ずーつとあんき支援事業」について、より利用しやすい制度とするよう見直しの検討を行い、市民、関係機関などへ広く PR し、利用の促進を図ります。また、引き続き判断能力が十分でない高齢者等に対する日常生活上の相談支援、生活困窮者の自立のための相談支援など、高齢者・生活困窮者等の生活を支援していきます。

3. 障がい者の総合相談支援・障がい者施設の適切な運営

障がい者生活支援事業のうち、事業実施 2 年目となる「障がい者基幹相談支援センター」業務について、困難事例の対応、相談事業者の人材育成など、障がい者の相談支援の中核としての役割を担えるよう更なる充実を図ります。

「ふれあいの里可児」においては、障がい者の就労の機会を提供するとともに、重度障がい者に対する介護サービスや機能訓練などによる在宅生活の支援を実施します。また、市と運営体制の在り方の協議を進めていきます。

4. 介護保険事業の健全経営

居宅介護支援事業、福寿苑デイサービス事業及び訪問介護事業について、適正な人員配置のもと、社協として果たすべき役割を勘案し、収益性を考慮しつつ適切な事業運営を進めます。

I 法人運営事業拠点

1. 法人運営事業

(1) 一般管理業務

① 会費の募集と財源の確保

地域住民や民間企業等の社会福祉活動への参画を進めるとともに、地域福祉推進のための自主財源の確保に努めます。特に、職員自らが関係者へ協力依頼を行う等により、拡大推進に努めます。

平成 31 年度目標額

内 訳	年間 1 口 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
一般会費	500	21,584	10,792,000
法人会費	10,000	140	1,400,000
合 計		21,724	12,192,000

② 理事会・評議員会の開催

理事会は市社協の執行機関として、また、評議員会は議決機関として事業計画・予算、事業報告・決算、定款の変更など重要事項について審議を行うために、各年 4 回程度開催します。

(2) 広報

① 社協だよりの発行・・・財源：会費 2,856 千円

社協だより「こころん」を年 6 回発行し、市広報に折り込み配布することにより、社会福祉の啓発に努めます。主な内容は次のとおりです。

ア) 市社協の事業活動に関する紹介

平成 31 年度事業計画・予算、平成 30 年度事業報告・決算報告、可児市社会福祉大会、その他の市社協事業（ふれあいの里、福寿苑等含む）、会費の募集、共同募金事業など

イ) 地域福祉の推進及び支え合い活動に関する紹介

地区社協活動、サロン活動、ボランティア活動など

② 市社協マスコットキャラクター「こころん」の活用

社協活動に親しみや関心を得られるよう、「こころん」のイラスト・着ぐるみを活用した広報活動を積極的に展開します。

③ 社会福祉大会・社協セミナーの開催・・・財源：会費 712 千円

9月14日(土)(予定)に可児市社会福祉大会を開催し、地域福祉の推進に貢献された個人や団体、企業を表彰のうえ、その功績を称えます。

また、可児市社会福祉大会にあわせて社協セミナー(講演会)を開催し、地域福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉など、社会福祉に関する啓発に努めます。

④ 各種イベントへの参加・・・財源：会費 20 千円

市社協が行う地域福祉等への取り組みを紹介するため、健康フェア、各地区センター主催行事等に参加し、市民に広く社会福祉事業への理解を求めます。

⑤ ホームページ・Facebook の活用

ホームページ・Facebook に社協事業に関する最新の情報を掲載し、提供することで、市民の福祉活動のサポートを行うとともに、社協事業への参加や福祉サービスの利用促進を図ります。

(3) 福祉推進

① ボランティア活動の支援

ア) ボランティアセンターの運営・・・財源：会費 70 千円

ボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動の促進を図るため、ボランティアの登録、ボランティア活動に関する情報発信及び宣伝・啓発等を行います。また、「可児市ボランティア連絡協議会」の活動を支援します。

イ) 地域支え愛ポイント制度事業の運営・・・財源：市受託金 2,747 千円

地域支え愛ポイント制度における管理機関として事業を推進し、ボランティアの裾野を広げます。

ウ) ボランティア講座の開催・・・財源：会費 130 千円

ボランティアに関する知識や技術を習得するための講座を開催することで、ボランティア活動に関心のある人や、すでにボランティア活動をしている人を支援します。

② 福祉教育の推進

ア) 福祉協力校・園の指定による福祉学習の支援・・・財源：共同募金配分金 1,210 千円

子どもの頃から福祉の心が育まれるよう、市内すべての学校・園の指定を目指し、福祉教育の推進を図ります。また、福祉協力校・園への福祉学習に関する用具の貸出し、出前講座及び助成金の交付を行います。

イ) 福祉協力校・園連絡会の開催・・・財源：会費 15 千円

福祉協力校・園の関係者に対し、福祉学習に関する情報提供と情報交換を行い、福祉教育がより充実するように支援します。

ウ) 福祉に関する学習への支援・・・財源：会費 60 千円

地域、企業、団体等が行う福祉学習に対して、講師の紹介及び出前講座を行います。
また、福祉学習に関する用具を貸出します。

エ) 福祉ドキドキ・わくわく体験・・・財源：会費 158 千円

夏休み期間中に、小学校高学年の児童を対象に福祉講座を開催し、自分とは違う立場で生活している人たちの気持ちを理解し、人を思いやる温かい心を育てます。

③ 地区社協活動の支援

ア) 地区社協活動助成金の交付・・・財源：会費 3,696 千円

地域福祉の向上を図るため、各地区においてその実情に応じて効果的な活動ができるよう、助成金を交付し、支援します。

イ) 地区社協代表者会議及び役員研修会の開催・・・財源：会費 30 千円

各地区社協の活動について情報交換を行うことにより、新たな地域福祉活動の展開が図られるよう支援を行います。また、地区社協がその地区の実情に応じた地域福祉活動が推進できるよう、先進的な活動等に関する情報を提供します。

ウ) 地域福祉懇話会の開催支援・・・財源：会費 100 千円

地域内の地域組織・団体間で課題や活動の情報共有を行い課題を解決するための、地域福祉懇話会の開催を支援します。さらに、地域で活動する福祉団体や個人などが積極的に参画し、継続して開催していくことで、課題解決に向けた取り組みの場となるよう支援します。

エ) 「支え合いのある地域づくり」支援

地域包括ケアシステム構築のため、市が中心となって進める地域毎に設置される協議体の組織化に向けた支援を行います。

④ 福祉用具による生活支援

ア) 福祉用具の貸出し・・・財源：会費 70 千円

介護保険など公的なサービスが利用できない方などに対して、車イスや入浴福祉用具などを、短期間（一か月以内）貸出します。

イ) ヨーネット（福祉用具のリサイクル）・・・財源：会費 2 千円

福祉用具が不要になった人と必要になった人の情報をホームページや社協だより「こころん」等への掲載を通じて仲介し、多くの人に福祉用具を有効に使っていただけるようにします。

⑤ 緊急法外援護・・・財源：会費 100 千円

緊急に援護する必要がある行旅病人等に対し、市を通じて一時的な金銭援護を行います。

2. 共同募金事業

(1) 災害ボランティア活動の支援・・・財源：共同募金配分金 200 千円・会費 110 千円

災害時に被災者支援活動が円滑に行われるよう、日頃から関係機関や団体との情報共有や連携を図ります。また、災害時に備え、災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材を確保するとともに、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアを養成する講座を開催し、人材の育成に努めるとともに、災害時に災害ボランティアセンターを協働して運営するボランティア団体「可児市災害ボランティアサポート」の活動を支援します。

(2) 赤い羽根まちづくり助成

① 地区社協活動助成金の交付・・・財源：共同募金配分金 2,782 千円

地域福祉の向上を図るため、各地区社協の実情に応じた効果的な活動ができるよう、助成金を交付し、支援します。

② 地区社協日常支援活動推進事業助成金の交付

・・・財源:共同募金配分金 1,200 千円・会費 36 千円

地区社協が支え合い活動を始めるとともに、事務局を設置する場合などに助成金を交付し、支援します。

③ 福祉のまちづくり助成金の交付・・・財源：共同募金配分金 860 千円

地域住民が自主的に行う地域福祉サービスや福祉に関する地域交流・多世代交流などの活動に対して助成金を交付し、支援します。

④ ふれあい・いきいきサロン普及支援・・・財源：共同募金配分金 910 千円

地域の住民が気軽に集い、交流できる場所であるふれあい・いきいきサロンに対して、助成金を交付し、新たなサロンの立ち上げや活動を支援します。

⑤ 福祉団体への活動支援・・・財源：共同募金配分金 1,330 千円

市内全域を対象として福祉活動を行う下記の団体に対して助成金を交付し、活動を支援します。

◇ 交付対象団体：可児市民生児童委員連絡協議会、可児市ボランティア連絡協議会、
身体障害者福祉協会可児市支部、可児市健友連合会、可児市保育協会、
可児市母子寡婦福祉連合会

(3) 住民福祉活動の支援・・・財源：共同募金配分金 200 千円、会費：10 千円

① ふれあい・いきいきサロン研修会の開催

既存のサロンや新たに発足するサロンに対し、運営ボランティアを対象とした研修の

機会を設け、サロン間の情報交換や運営に関するアドバイスを行います。

② 子ども・子育て支援施策の推進

様々な事情により孤食を余儀なくされている児童生徒を含む地域の小中学生に、食事の場を提供するボランティア活動「子ども食堂」や学習支援に対して、その運営に関する助成やボランティアの紹介などの支援を行います。

③ サロン出張市場

生活必需品の買い物が困難な状況にある高齢者等の利便とサロンへの支援を図るために、小売業者へサロンに出張販売を行ってもらえるよう働きかけ、支援します。

(4) 生活支援

① 生活困窮者に対する生活物品の給付・・・財源：共同募金配分金 62 千円

緊急に援護を要する人に対し、一時的に食料品などを支給します。

② 歳末たすけあい事業の実施・・・財源：共同募金配分金 1,760 千円

民生児童委員の協力のもと、準要保護世帯へ歳末見舞金及び 75 歳以上でひとり暮らしの世帯へ歳末見舞品を配布し、友愛訪問を行います。

Ⅱ 受託事業等拠点

1. 北部地域包括支援センター・・・財源：市受託金他 39,875 千円

地域住民（主に高齢者）の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、総合的なマネジメントと課題解決に向けた取り組みを行います。

◇ 対象地区：今渡、川合、下恵土、兼山

2. 障がい者生活支援事業

（1）障がい者生活支援センター「ハーモニー」の運営・・・財源：市受託金 27,569 千円 (障がい者基幹相談支援センターの運営費含む)

① 地域生活支援事業の運営

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援の拠点として、関係機関と密接に連携を保ちながら次の事業を実施します。

- ・ 障がいに関する相談支援
- ・ ピアカウンセリング

障がい者やその家族が相談員として、障がいに関する相談に応じます。

- ・ 社会参加を促進するためのスポーツやレクリエーションなどの教室の開催
- ・ 意思疎通支援事業

聴覚障がい者に対し、日常生活において意思疎通を図る必要があるとき、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

② 障がい支援区分の認定調査

障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に表す「障がい支援区分」の認定調査を行います。

③ 助成券の交付

血液透析患者や重度障がい者（児）を支援するため、可児市が発行するタクシー料金や燃料費の一部を補助する社会参加助成券の交付窓口として協力します。

（2）障がい者基幹相談支援センターの運営

可児市障がい者基幹相談支援センターを市福祉支援課に併設し、障がい者に関する相談及び助言、市内の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関との連携など、相談支援に関す

る中核的な役割を担う基幹相談支援センターを適切に運営します。また、平成 31 年度から相談支援システムの運用を開始し、ハーモニーとともに、相談状況を電子媒体で管理するなど、事業の一層の充実を図ります。

- ・ 事業所を対象とした相談支援部会、就労部会、児童部会の開催
- ・ 市内相談事業所からの困難事例に関する相談支援

(3) 福祉リフトカーの貸出し・・・財源：市受託金 1,696 千円

車イスで生活されている方や寝たきりの方などの外出を支援するために、福祉リフトカー「やすらぎ号」を無償で貸出します。

3. 老人福祉センター福寿苑運営事業・・・財源：指定管理料 28,875 千円

高齢者の健康の増進、身体の機能回復訓練、教養の向上、レクリエーション及び団体活動などの場として、利用していただけるよう施設の適正な管理・運営を行い、高齢者が健康で明るい生活を過ごせるよう支援します。

4. 生活サポートセンター

(1) 生活困窮者自立支援事業・・・財源：市受託金 17,084 千円

生活保護に至る前の段階の生活困窮者（相談者）に対し、福祉関係機関等と連携を図り、自立のための相談支援、住居確保給付金の申請事務、家計管理に関する指導等の支援を行います。

(2) 心配ごと相談事業・・・財源：市受託金 573 千円

日常生活上のさまざまな心配ごとの相談に応じ、助言などを行います。

- ◇ 相談日時：毎月第 2・4 火曜日 午後 1 時～4 時
- ◇ 会 場：可児市福祉センター 相談室
- ◇ 相 談 員：司法書士、民生児童委員

(3) 生活福祉資金の貸付事業・・・財源：県社協補助金・受託金 1,352 千円

低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等に、生活意欲の助長・促進を図り、安定した生活が送れるよう資金の貸付けを行います。

(4) ず〜っとあんき支援事業

① 預託金によるサービス（死後事務委任等）・・・財源：福祉充実事業費

子どもがいないなど、親族等の支援が受けられない高齢者に対して、事前に預託金を預かることにより、万が一の際の葬儀や家財処分などのサービスを実施します。また、契約者に対しては、定期的な見守りや入退院時支援サービス、書類等預かりサービスも希望に応じて実施します。

② 入退院時支援サービス・・・財源：福祉充実事業費

子どもがいないなど、親族等の支援が受けられない高齢者に対して、入退院時の準備や付き添い、緊急連絡先の指定等、入退院時に必要なサービスを実施するとともに、日常的な見守りをします。

③ 制度の見直し

預託金によるサービス及び入退院時支援サービスについて、より利用しやすい制度となるよう見直しを検討します。

④ 法人後見事業・・・財源：市補助金 120 千円

判断能力が不十分もしくは欠けている高齢者や障がいのある人等に対して、成年後見制度に基づく契約等の法律行為等の支援を行います。なお、権利擁護の体制をより強化し対象者の拡充を図るため、平成 29 年度からは、後見の受任条件の一つであった「市長申立て」がない場合でも受任できるよう制度を改定しました。

⑤ 日常生活自立支援事業・・・財源：県社協受託金 2,552 千円

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人などに対して、福祉サービスの利用や預貯金の出し入れなどの支援を行います。

Ⅲ 介護サービス事業拠点

1. 居宅介護支援事業・・・財源：介護保険事業収入 21,738 千円

要支援又は要介護の認定を受けた人が、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

また、より良いサービスを提供するために、知識と技術を習得し、医療・福祉・地域等と連携を図り、包括的ケアを目指します。

2. 福寿苑デイサービス事業・・・財源：介護保険事業収入 50,907 千円

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも生活できるように通所介護サービスを提供することにより、その能力に応じて可能な限り自立した日常生活が過ごせるように支援します。

また、安心・安全な施設運営に努めるとともに、季節感のある行事、日常生活リハビリやレクリエーションなどを行い、利用者の増加を目指します。

介護予防・日常生活支援総合事業など、介護保険制度の改革に適切に対応し、適正な職員配置、経費節減に努め、経営の改善に努めます。

3. 訪問介護事業

(1) 訪問介護・・・財源：介護保険事業収入他 16,011 千円

要支援または要介護の認定を受けた人が、住みなれた居宅で可能な限り自立した日常生活を続けられるように、訪問介護サービスを提供します。

研修などにより職員の資質向上を行い、常に質の高いサービスを目指し、利用者の増加を図ります。

(2) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・・・財源：総合支援給付費 10,493 千円

障がいのある人が能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適切に障がい福祉サービスを提供します。

(3) 移動支援・・・財源：地域生活支援事業収入 147 千円

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、地域において自立した生活や社会参加を促すために、外出のための支援を行う障がい福祉サービスを提供します。

4. 計画相談支援事業・・・財源：障害福祉サービス等事業収入 6,984 千円

障がいのある人が障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

IV 障がいサービス事業拠点

1. ふれあいの里可児 就労継続支援 B 型

・・・財源：障害福祉サービス等事業収入他 44,690 千円

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動などを通じ、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練及びその他の支援を行います。主な活動は次のとおりです。

- ・包装用の箱や自動車部品の組み立て作業
- ・クッキーの製造
- ・自主製品（クッキーや雑巾等）の販売
- ・喫茶「こころん cafe」の運営
- ・施設外作業（ビンなどリサイクル資源分別作業、社用車の洗車など）

※作業による収益は、利用者の作業実績に応じ、工賃として配分します。

2. ふれあいの里可児 生活介護

(1) 支援班・・・財源：障害福祉サービス等事業収入他 33,054 千円

重度障がいのある人に対して、入浴・食事・排泄等の介護サービスや機能訓練・創作活動などを行いながら、個々の能力を維持し、在宅生活を支援します。

- ① 特殊浴槽による入浴
- ② 理学療法及び音楽療法
- ③ 壁面・季節飾りの製作などの創作活動
- ④ レクリエーション活動

(2) 生活班・・・財源：障害福祉サービス等事業収入他 14,720 千円

障がいのある人で作業が可能な人に対して、個々の能力や特性に応じた生産活動・創作活動など、自立した日常生活をおくるための訓練を行い、社会参加ができるよう支援します。

- ① 牛乳パック・アルミ缶の回収、天ぷら油の吸収材「すいとりくん」の製作、クッキーの販売などの作業活動
- ② 音楽療法
- ③ 壁面・季節飾りの製作などの創作活動
- ④ レクリエーション活動

※作業による収益は、利用者の作業実績に応じ、工賃として配分します。

V 関連事業

1. 岐阜県共同募金会可児市支会

「じぶんの町を良くするしくみ。」をスローガンに、10月から12月にかけて赤い羽根共同募金運動を実施するとともに、各種団体への呼びかけや啓発活動を行います。

2. 日本赤十字社岐阜県支部可児市地区

日本赤十字社の活動のため、5月に会員（協力会員・会員）及び会費の募集をします。

市民の皆さんからいただいた会費を最大限に生かし、日本赤十字社の使命に基づいて、国内の被災地支援や市民の皆さんのニーズに合わせた地域活動、社会福祉事業等幅広い活動を展開します。（協力会員：500円～ 会員：2,000円～）

また、国内外で災害が発生した場合には、義援金や救援金を募集し、日本赤十字社を通して被災地を支援します。

